

家庭的保育事業者等の設備及び運営に関する基準(案)概要

資料2

※省令条文・家庭的保育事業者等の設備及び運営に関する基準(厚生労働省令第61号)

項目	※省令条文	国基準	市基準案	基準類型
各家庭的保育事業者等に共通の事項	第6条	家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業者を除く)は利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われること。 家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な保育が継続的に提供されるよう、連携協力を行う保育所、幼稚園または認定こども園を適切に確保しなければならない。	国の基準のとおり	従う
	第15条	家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、当該家庭的保育事業所等内で調理する方法により行わなければならない。	国の基準のとおり	従う
	第16条	その上で、特例として、食事の提供について、連携施設や同一・系列法人が運営する小規模保育事業、社会福祉施設、病院からの搬入を行うことも可能とする。 また、離島などの地域においては学校、学校給食センターからの搬入も可とする。	国の基準のとおり	従う
	第17条1項	利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも一年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行わなければならない。	国の基準のとおり	参酌
家庭的保育事業 (設備の基準)	第22条	家庭的保育事業は家庭的保育者の居宅その他の場所であって、以下の要件を満たす場所を実施するものとする。 ・保育を行う専用の部屋 9.9㎡以上 (保育する乳幼児が3人を超える場合には1人につき3.3㎡を加えた面積を設けること) ・衛生的な調理設備及び便所を設けること ・同一の敷地内に乳幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭(満2歳以上の幼児1人につき3.3㎡以上代替地も可)があること ・火災報知器及び消火器を設置するとともに、消火訓練及び避難訓練を定期的実施すること	国の基準のとおり	参酌 (調理設備に係る基準は「従う」)
	(職員) 第23条1項	家庭的保育事業を行う場所には、家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。 ただし、調理業務の全部を委託する場合、3人以下の保育を行う場合であって家庭的保育補助者が調理を行う場合、搬入施設から食事を搬入する場合、調理員を置かないことができる。	国の基準のとおり	従う

項目	※省令条文	国基準	市基準案	基準類型
	第23条3項	家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。 ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者とともに保育する場合には、5人以下とする。	国の基準のとおり	従う
(保育時間)	第24条	家庭的保育事業における保育時間は、1日につき8時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、家庭的保育事業を行う者が定める。 (小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育も同様)	国の基準のとおり	参酌
(保育の内容)	第25条	家庭的保育事業者は、保育指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。(小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育も同様)	国の基準のとおり	従う
小規模保育事業 (設備の基準)	第28条1号・2号 第33条1号・2号	乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業所 ◎乳児室又はほふく室(1人につき3.3㎡以上であること) ◎調理設備及び便所を設けること。	国の基準のとおり	参酌 (調理設備に係る基準は「従う」)
	第28条7号 第33条7号	乳児室等を2階以上に設ける場合の建物は、建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であることのほか、所定の防火設備などが備わっているものとする。	国の基準のとおり	参酌 (調理設備に係る基準は「従う」)
	第28条4号・5号	満2歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所A型及びB型 ◎保育室又は遊戯室(1人につき1.98㎡以上であること) ◎屋外遊技場(1人につき3.3㎡以上であること)(代替地含む。) ◎調理設備及び便所を設けること。	国の基準のとおり	参酌 (調理設備に係る基準は「従う」)
	第33条4号・5号	満2歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所C型 ◎保育室又は遊戯室(1人につき3.3㎡以上であること) ◎屋外遊技場(1人につき3.3㎡以上であること)(代替地含む。) ◎調理設備及び便所を設けること。	国の基準のとおり	参酌 (調理設備に係る基準は「従う」)
	第29条1項	小規模保育事業所A型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する事業所又は搬入施設から食事を搬入する事業所にあつては、調理員を置かないことができる。	国の基準のとおり	従う

項目	※省令条文	国基準	市基準案	基準類型
(職 員)	第29条2項	<p>小規模保育事業所A型 保育士の数は、次の区分ごとに応じ、各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。</p> <p>①乳児おおむね3人につき1人 ②満1歳以上満3歳に満たない幼児 ・・おおむね6人につき1人 ③満3歳以上満4歳に満たない児童 ・・おおむね20人につき1人 ④満4歳以上の児童 ・・おおむね30人につき1人</p>	国の基準のとおり	従う
(職 員)	第31条1項	<p>小規模保育事業所B型 保育士その他保育に従事する職員として市町村が行う研修を終了した者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。 ただし、調理業務の全部を委託する事業所又は搬入施設から食事を搬入する事業所にあつては、調理員を置かないことができる。</p>	国の基準のとおり	従う
	第31条2項	<p>小規模保育事業所B型 保育従事者の数は、次の区分ごとに応じ、各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数は保育士とする。</p> <p>①乳児おおむね3人につき1人 ②満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人に1人 ③満3歳以上満4歳に満たない児童おおむね20人に1人 ④満4歳以上の児童おおむね30人に1人</p>	国の基準のとおり	従う
	第34条1項	<p>小規模保育事業所C型 家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。 ただし、調理業務の全部を委託する事業所又は搬入施設から食事を搬入する事業所にあつては、調理員を置かないことができる。</p>	国の基準のとおり	従う
	第34条2項	<p>小規模保育事業所C型 家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者とともに保育する場合には5人以下とする。</p>	国の基準のとおり	従う
	第35条	<p>小規模保育事業C型はその利用定員を6人以上10人以下とする。</p>	国の基準のとおり	不明

項目	※省令条文	国基準	市基準案	基準類型																										
居宅訪問型 保育事業 (保育の提 供)	第37条	<p>居宅訪問型保育事業は、次の各号に掲げる保育を提供するものとする。</p> <p>①障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育</p> <p>②子ども・子育て支援法第34条第5項又は第46条第5項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育</p> <p>③児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24第5項に規定する措置に対応するために行う保育</p> <p>④母子家庭等の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要があると市町村が認める乳幼児に対する保育</p> <p>⑤離島その他の地域であつて、居宅訪問型保育事業以外の家庭的保育事業等の確保が困難であると市町村が認めるものにおいて行う保育</p>	国の基準のとおり	従う																										
(職員)	第39条	居宅訪問型保育事業は、家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は1人とする。	国の基準のとおり	従う																										
(連携施設)	第40条	<p>居宅訪問型保育事業者は、保育を行う乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所支援施設を適切に確保しなければならない。</p> <p>ただし、離島その他の地域であつて、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると市町村が認める居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。</p>	国の基準のとおり	従う																										
事業所内保 育事業 (利用定員 の設定)	第42条	<p>事業所内保育事業者は、利用定員に応じ、本省令で定める数を踏まえて市町村が定める乳幼児数以上の定員枠を設けなくてはならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">利用定員数</th> <th style="width: 50%;">その他の乳児又は幼児の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1～5人</td><td>1人</td></tr> <tr><td>6人～7人</td><td>2人</td></tr> <tr><td>8人～10人</td><td>3人</td></tr> <tr><td>11人～15人</td><td>4人</td></tr> <tr><td>16人～20人</td><td>5人</td></tr> <tr><td>21人～25人</td><td>6人</td></tr> <tr><td>26人～30人</td><td>7人</td></tr> <tr><td>31人～40人</td><td>10人</td></tr> <tr><td>41人～50人</td><td>12人</td></tr> <tr><td>51人～60人</td><td>15人</td></tr> <tr><td>61人～70人</td><td>20人</td></tr> <tr><td>71人以上</td><td>20人</td></tr> </tbody> </table>	利用定員数	その他の乳児又は幼児の数	1～5人	1人	6人～7人	2人	8人～10人	3人	11人～15人	4人	16人～20人	5人	21人～25人	6人	26人～30人	7人	31人～40人	10人	41人～50人	12人	51人～60人	15人	61人～70人	20人	71人以上	20人	国の基準のとおり	参酌
利用定員数	その他の乳児又は幼児の数																													
1～5人	1人																													
6人～7人	2人																													
8人～10人	3人																													
11人～15人	4人																													
16人～20人	5人																													
21人～25人	6人																													
26人～30人	7人																													
31人～40人	10人																													
41人～50人	12人																													
51人～60人	15人																													
61人～70人	20人																													
71人以上	20人																													

項目	※省令条文	国基準	市基準案	基準類型
(設備基準)	第43条8号	乳児室等を2階以上に設ける場合の建物は、建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であることのほか、所定の防火設備などが備わっているものとする。	国の基準のとおり	参酌 (調理設備に係る基準は「従う」)
	第43条1号～3号	乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる保育所型事業所内保育所 (利用定員20名以上) ◎乳児室(1人につき1.65㎡以上であること) またはほふく室(1人につき3.3㎡以上であること) ◎医務室、調理室(保育所型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。)及び便所を設ける。	国の基準のとおり	参酌 (調理設備に係る基準は「従う」)
(職員)	第43条5号・6号	満2歳以上の幼児を入所させる保育所型事業所内保育事業所 ◎保育室又は遊戯室(1人につき1.98㎡以上であること) ◎屋外遊戯室(代替地含む。1人につき3.3㎡以上であること) ◎調理室(保育所型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。)及び便所を設けること。	国の基準のとおり	参酌 (調理設備に係る基準は「従う」)
	第44条1項	保育所型事業所内保育所 ◎保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。 ただし、調理業務の全部を委託する事業や搬入施設から食事を搬入する事業所にあつては調理員を置かないことができる。	国の基準のとおり	従う
	第45条	保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携施設を確保しないことができる。	国の基準のとおり	従う
	第47条1項	小規模型事業所内保育事業所 (利用定員19人以下) ◎保育士その他保育に従事する職員として市町村長が行う研修を終了した者 ◎嘱託医及び調理員を置かなければならない。 ただし、調理業務の全部を委託する事業所又は搬入施設から食事を搬入する事業所にあつた場合、調理員を置かないことができる。	国の基準のとおり	従う
	第47条2項	小規模型事業所内保育事業 ◎保育従事者の数は、次の区分ごとに応じ、各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数は保育士とする。 ①乳児おおむね3人につき1人 ②満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人に1人 ③満3歳以上満4歳に満たない児童おおむね20人に1人 ④満4歳以上の児童おおむね30人に1人	国の基準のとおり	従う
市独自基準				

項目	※省令条文	国基準	市基準案	基準類型
暴力団排除		<p>鹿島市暴力団排除条例に則り、市民の安全・安心を守るため、暴力団排除の規定を追加する。</p> <p>暴力団または暴力関係者と密接な関係を有してはならない。</p>		規定なし
非常災害対策		<p>防災計画の策定 非常災害に必要な器具・設備を設ける 定期的な避難訓練の実施など</p>		規定なし

用語解説

家庭的保育	家庭的な雰囲気のもとで、少人数（定員5人以下）を対象にきめ細かな保育を行います。
保育従事者	保育従事者に対しては、保育の質の観点から、一定の研修を求める。
家庭的保育者	市長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認めた者。
小規模保育	少人数（6～19人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもとに、きめ細かな保育を行います。
A型（分園型）	保育所分園に近い類型
B型（中間型）	AとCの中間的な類型
C型（グループ型）	家庭的保育に近い類型
居宅訪問型保育	障害・疾患などで個別のケアが必要な場合や、施設が無くなった地域で保育を維持する必要がある場合などに、保護者の自宅で1対1で保育を行います。
事業所内保育	会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育します。